

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（921））
2. 日時：平成30年5月8日 10時30分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階南企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、穂藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 放射性廃棄物処理施設から排気筒までの経路、放水口までの流路も共用することが分かるよう整理して提示すること。
- 他に共用している設備がないか設置許可に挙げられた設備単位で水平展開して確認すること。
- 今回の変更について、資料「東海第二発電所 設計基準対象施設について」に反映し提示すること。
- 今回変更する理由を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 固体廃棄物処理系に関連する東海発電所との共用設備の整理について
- ・雑固体廃棄物に係る東海発電所との共用設備について
- ・東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書（原子炉施設の変更） 本文及び添付書類 平成14年12月